

2010年4月2日

成田国際空港株式会社

B 滑走路西側誘導路及び 横堀地区誘導路の整備に関する空港の変更許可申請について

B 滑走路西側誘導路及び横堀地区誘導路の整備について、本日、航空法第43条に基づく空港変更許可申請を行いましたのでお知らせいたします。変更許可申請の概要については別紙1の通りです。

また、本整備に関する環境影響調査(環境とりまとめ)の結果につきましても、別紙2の通り公表いたしますので、併せてお知らせいたします。

空港変更許可申請の概要について

これまで弊社では、成田国際空港のより安全で効率的な運用に向けた検討を行ってまいりましたが、このたび、B 滑走路西側誘導路及び横堀地区誘導路の整備を実施するため、航空法第 43 条に基づき、国土交通大臣へ空港の変更許可申請を行いました。

変更許可申請の概要は以下の通りです。(別図参照)

① B 滑走路西側誘導路の整備

滑走路横断や無線施設(GS)の前面横断を解消するために、B 滑走路の西側に新たな誘導路を整備します。(新設する誘導路の長さ:約 700m)

② 横堀地区誘導路の整備

効率的な空港運用に向けて、B 誘導路をエプロン化してスポットを増設していくために、新たな誘導路を C 誘導路の南側(横堀地区)に整備します。
(新設する誘導路の長さ:約 2,000m)

③ 空港の敷地範囲を拡大

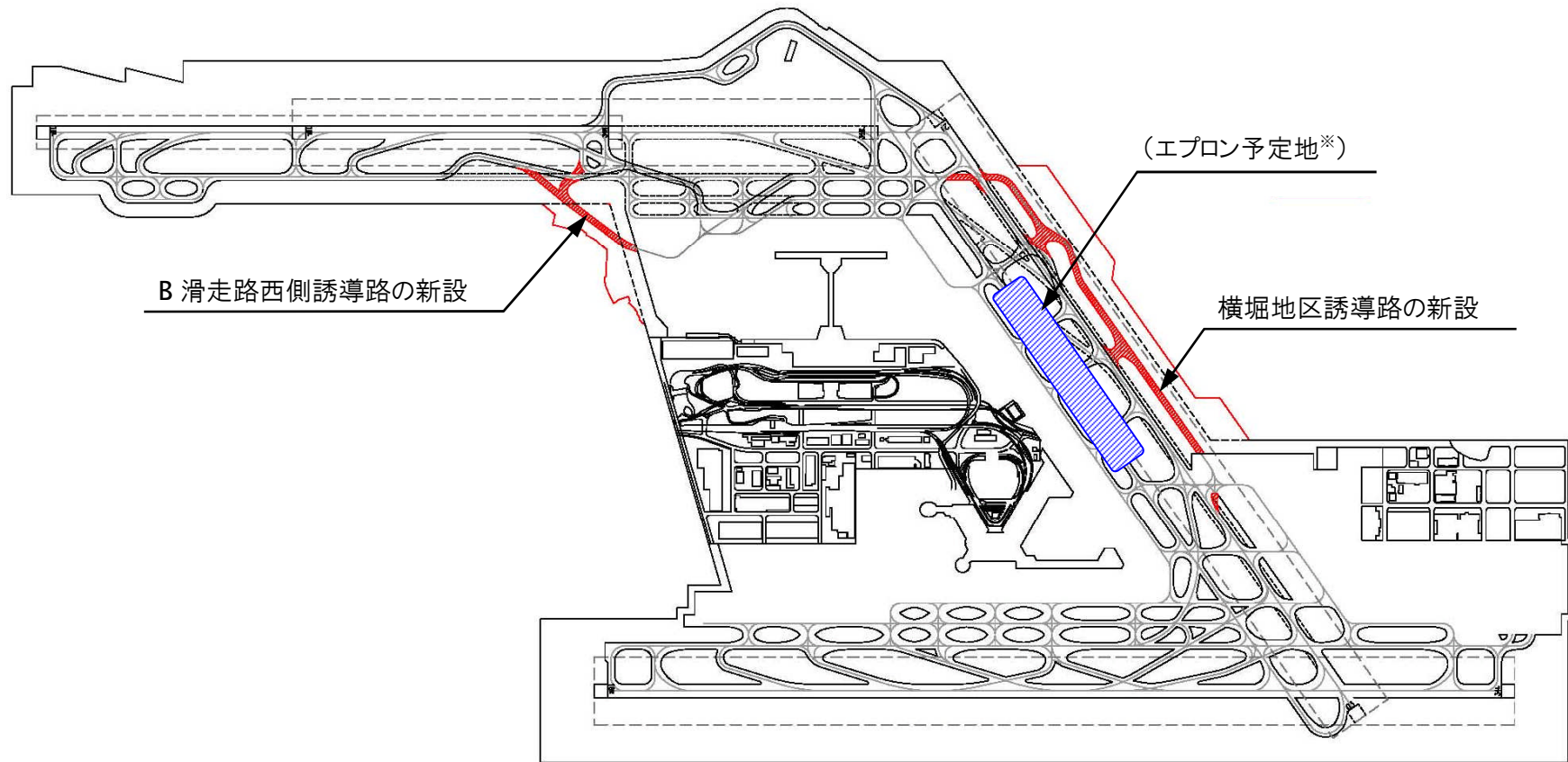
上記誘導路整備を行うため、空港の敷地範囲を約 20ha 拡大します。
(B 滑走路西側誘導路:約 7ha、横堀地区誘導路:約 13ha)

④ 工事完成予定期日

申請上の工事完成予定期日は、2013 年 3 月 31 日とします。

なお、今回の変更許可申請は B 滑走路西側誘導路と横堀地区誘導路に関するものであり、横堀地区のエプロン整備については、具体的な施設整備内容が確定した時点で別途申請を行う予定です。

以上



※ 今回の変更許可申請は B 滑走路西側誘導路と横堀地区誘導路に関するものであり、エプロンの新設については別途申請を行う予定です。

環境影響調査結果(環境とりまとめ)の公表について

弊社では、成田空港が大規模内陸空港であることを考慮し、環境面における周辺地域への影響については常に配慮を行なってきたところです。そのような観点から、空港施設整備に関しては、環境影響評価法の適用外であっても、法に準じた自主的調査を行い「環境とりまとめ」として公表してまいりました。

今回の事業につきましても、当該誘導路の整備により周辺環境に与える影響を事前に把握し、計画的に対応していくため、工事期間中及び運用開始後の影響調査を行いました。その結果について、下記の通り公表いたします。

なお、供用開始後も環境への影響を監視していくこととしております。

① 調査方法

「環境影響評価法」に準じ、「飛行場事業に係る環境影響評価技術指針」に準拠した自主調査

② 調査内容

- ・ 工事期間中の影響要因として、工事用車両の運行による影響及び建設機械の稼働による影響調査
- ・ 供用後の影響要因として、飛行場の施設の供用による影響調査

③ 公表する報告書

「成田国際空港 B 滑走路西側誘導路整備事業に伴う環境とりまとめ」

- (i) 環境とりまとめのあらまし
- (ii) 環境とりまとめ本編及び参考資料

④ 公表日

2010年4月2日(金)から2010年4月15日(木)まで

⑤ 公表場所

千葉県、成田市、NAA 情報公開場所

⑥ 報告書についてのご意見

報告書についてご意見のある方は、郵送、FAX、メールにより提出することができます。

※ 横堀地区誘導路整備に伴う「環境とりまとめ」については現在調査中であり、今後調査結果がまとまり次第、公表することとしております

以上